

県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、平成23年4月1日付け広島市安芸区告示第3号により、広島市安芸区内に所在する土地又は家屋に関する平成23年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を平成23年4月1日(金)から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、平成23年6月20日付け広島市告示第294号により納期限が定まった人(青森県、茨城県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、「別途広島市告示で定める期日」を平成23年7月29日(金)とします。

広島市安芸区長 皆本 也寸志

広島市佐伯区告示第6号

平成23年7月22日

平成23年3月16日付け広島市告示第103号により平成23年度固定資産税・都市計画税の納期限が延長されている人(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)について

ては、平成23年4月1日付け広島市佐伯区告示第3号により、広島市佐伯区内に所在する土地又は家屋に関する平成23年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を平成23年4月1日(金)から「別途広島市告示で定める期日」まで縦覧に供することとしていましたが、平成23年6月20日付け広島市告示第294号により納期限が定まった人(青森県、茨城県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等)については、「別途広島市告示で定める期日」を平成23年7月29日(金)とします。

広島市佐伯区長 中田 英樹

公 告

公 告

平成23年7月6日

平成23年度民間社会福祉施設等整備に係る広島市補助金交付対象施設を次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 既設法人の広島市補助金交付対象施設

設置主体	所在地	施設名称	施設所在地	施設種別	定員	整備区分	所管課	備考
(学校法人) 大塚学園	中区光南二丁目14番12号	(仮称) リトル メイト保育園	中区光南二丁目14番12号	保育所(認定 こども園)	45	創設	こども未来局 保育課	23年度整備
(学校法人) 虹山学園	安佐北区亀山南四丁目11番20号	(仮称) 虹山保 育園	安佐北区亀山南四丁目11番20号	保育所(認定 こども園)	45	創設	こども未来局 保育課	23年度整備
(学校法人) 放光学園	安芸区中野三丁目11番6号	(仮称) ポケッ ト	安芸区中野東二丁目33番13号	保育所(認定 こども園)	45	創設	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) I G L 学園福祉会	安佐南区上安六丁目31番1号	サムエル未来保 育園	安佐南区沼田町大字 大塚字観音2139番地	保育所	130→180	増築	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) 清砥福祉会	西区庚午南一丁目7番10号	(仮称) いのく ち中央保育園	西区井口明神一丁目10番11号	保育所	160	創設	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) みどり会	安芸郡府中町浜田一丁目6番7号	(仮称) 口田み どり保育園	安佐北区落合一丁目5-4, 5-5, 5-6	保育所	120	創設	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) ナーガ福祉会	南区宇品御幸一丁目4番5号	第二ナーガ保 育園	南区宇品海岸三丁目4番31号	保育所	45→90	増改築	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) 緑井福祉会	安佐南区緑井四丁目34番17号	みどり保育園	安佐南区緑井四丁目34番17号	保育所	110→135	増改築	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) 広島愛育会	佐伯区五日市中央二丁目3番45号	五日市乳児保 育園	佐伯区五日市中央二丁目3番45号	保育所	250→320	増改築 (大規模 修繕を含 む)	こども未来局 保育課	23年度整備
(社会福祉法人) 広島光明学園	東区牛田本町五丁目1番2号	特別養護老人 ホーム高陽荘	安佐北区深川八丁目36番7号	特別養護老人 ホーム老人短 期入所施設	85→103 4→5	増改築	健康福祉局 高齢福祉課	23年度整備
(社会福祉法人) 安芸の郷	安芸区矢野東二丁目4番24号	第2森の工房A MA	安芸区矢野東二丁目4番	障害福祉サー ビス事業所(生 活介護ほか) 障害福祉サー ビス事業所(短 期入所)	60 3	創設	健康福祉局 障害自立支援課	23年度整備

(社会福祉法人) おりづる	西区観音新町三丁目9番6号	オリーブ	西区観音新町三丁目9番51-6号	障害福祉サービス事業所(短期入所)	3	大規模修繕	健康福祉局 障害自立支援課	23年度整備
(社会福祉法人) もみじ福祉会	中区吉島新町二丁目1番24号	ドリームハウス	西区観音新町三丁目9番1号	障害福祉サービス事業所(共同生活介護)	18	大規模修繕	健康福祉局 障害自立支援課	23年度整備

~~~~~

## 公 告

平成23年7月20日

- 平成23年6月21日現在調製の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会委員選挙(宅地所有者・借地権者)選挙人名簿については、異議の申出がありませんでしたので、この公告の日において確定します。
- 平成23年9月4日執行の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会委員選挙において選挙すべき委員の数は、次のとおりです。

### (1) 委員

宅地所有者が選挙すべき委員の数 7人

借地権者が選挙すべき委員の数 1人

### (2) 予備委員

宅地所有者が選挙すべき委員の数 3人

借地権者が選挙すべき委員の数 1人

広島市長 松 井 一 實

~~~~~

公 告

平成23年7月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成22年度事業経営状況を次のとおり公表します。

広島市長 松 井 一 實

平成22年度事業経営状況

- 平成22年度末現在会員数 678市
- 建物総合損害共済
受託市数 657市
共済責任額 62,707,601,110,000円
分担金収入 6,158,067,261円
支払共済金 2,822,959,903円
- 自動車損害共済
受託市数 655市
分担金収入 3,198,223,067円
支払共済金 2,159,908,298円
- 正味財産の増減
増加
実質収納分担金等 9,369,692,404円
受取利息等 582,864,059円
会館収益金 3,165,076,539円
その他 4,000,000円

計 13,121,633,002円

減少

災害共済金等 5,450,965,517円

会館運営費 2,653,233,036円

管理費 1,315,171,248円

減価償却費および繰入額等

3,779,314,103円

計 13,198,683,904円

当期一般正味財産増加額 △77,050,902円

5. 平成22年度末現在の共済基金

共済基金の前年度繰越額 65,806,570,489円

平成22年度積立額 △77,050,902円

平成22年度末現在共済基金

(一般正味財産) 65,729,519,587円

~~~~~

## 公 告

平成23年7月31日

平成23年9月4日執行の広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会委員選挙における候補者として届出のあった者の氏名及び住所は、次のとおりです。

広島市長 松 井 一 實

### 1 宅地所有者のうちから選挙される委員の候補者 (届出順)

| 氏 名   | 住 所                  | 備考 |
|-------|----------------------|----|
| 井上 登  | 広島市南区段原山崎一丁目12番26号   |    |
| 濱本 盡  | 広島市南区段原山崎一丁目12番25号   |    |
| 岡田 高根 | 広島市南区段原三丁目3番23号      |    |
| 杉本 恵彦 | 広島市南区東雲本町一丁目14番16号5号 |    |
| 沖 公夫  | 広島市南区段原山崎三丁目6番17号    |    |
| 藤岡 武  | 広島市南区段原三丁目9番26-201号  |    |
| 二宮 章  | 広島市南区段原日出一丁目9番3号     |    |

### 2 借地権者のうちから選挙される委員の候補者

| 氏 名   | 住 所                  | 備考 |
|-------|----------------------|----|
| 杉本 茂子 | 広島市南区東雲本町一丁目14番16号5号 |    |

## 公 告

平成23年7月31日

平成23年9月4日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理審議会委員選挙は、候補者の数が選挙すべき委員数を超えないため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票は行いません。

広島市長 松 井 一 實

## 区選管告示

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第27号

平成23年7月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、小河内財産区議会議員の任期満了による一般選挙を、次のとおり行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

1 選挙期日 平成23年7月20日

2 選挙すべき議員の数 7人

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第28号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

| 区 分            | 住 所                       | 氏 名   | 備考 |
|----------------|---------------------------|-------|----|
| 選 挙 長          | 広島市安佐北区安佐町大字<br>小河内5245番地 | 下本 重雄 |    |
| 同上の職務<br>代 理 者 | 広島市安佐北区安佐町大字<br>小河内6047番地 | 武田 泰弘 |    |

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第29号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項及び第80条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

1 場 所 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1

広島市安佐北区役所安佐出張所 2階 会議室

2 日 時 平成23年7月20日 午後9時00分

ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないときは、平成23年7月20日午後4時30分に開会する。

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第30号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行います。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第31号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における候補者1人の選挙運動費用の制限額について、公職選挙法第194条の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

制 限 額 978,300円

## 広島市安佐北区選挙管理委員会告示第32号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

| 投票区     | 区 分            | 住 所                   | 氏 名   | 備考 |
|---------|----------------|-----------------------|-------|----|
| 安 佐 第 九 | 投票管理者          | 広島市安佐北区安佐町大字小河内5245番地 | 下本 重雄 |    |
|         | 同 上 の<br>職務代理者 | 広島市安佐北区安佐町大字小河内6047番地 | 武田 泰弘 |    |
|         |                | 広島市安佐北区安              |       |    |

|           |                |                                            |         |  |
|-----------|----------------|--------------------------------------------|---------|--|
| 安 佐 第 十   | 投票管理者          | 佐 町 大 字 小 河 内<br>1 4 4 8 番 地               | 迫 田 勲   |  |
|           | 同 上 の<br>職務代理者 | 広島市安佐北区安<br>佐 町 大 字 小 河 内<br>2 7 3 3 番 地 2 | 岡 田 孝 昭 |  |
| 安 佐 第 十 一 | 投票管理者          | 広島市安佐北区安<br>佐 町 大 字 小 河 内<br>4 1 8 2 番 地   | 鈴 木 康 盛 |  |
|           | 同 上 の<br>職務代理者 | 広島市安佐北区安<br>佐 町 大 字 小 河 内<br>6 0 3 5 番 地 1 | 増 野 岩 登 |  |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 3 3 号

平 成 2 3 年 7 月 1 5 日

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 3 7 条第 2 項及び同法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

| 区 分            | 住 所                                 | 氏 名     | 職務を行う日                      |
|----------------|-------------------------------------|---------|-----------------------------|
| 投票管理者          | 広島市安佐北区<br>安佐町大字小河<br>内 5 2 4 5 番 地 | 下 本 重 雄 | 平成 2 3 年 7 月<br>1 6 日～1 9 日 |
| 同 上 の<br>職務代理者 | 広島市安佐北区<br>安佐町大字小河<br>内 6 0 4 7 番 地 | 武 田 泰 弘 |                             |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 3 4 号

平 成 2 3 年 7 月 1 5 日

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

| 投票区名    | 投票所施設名    | 所 在 地                               |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 安 佐 第 九 | 安佐小河内集会所  | 広島市安佐北区安佐町大字<br>小河内 4 5 7 9 番 地 の 3 |
| 安 佐 第 十 | 小 峠 集 会 所 | 広島市安佐北区安佐町大字<br>小河内 1 2 1 7 番 地     |

|       |         |                                     |
|-------|---------|-------------------------------------|
| 安佐第十一 | 西 部 会 館 | 広島市安佐北区安佐町大字<br>小河内 6 0 8 0 番 地 の 2 |
|-------|---------|-------------------------------------|

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 3 5 号

平 成 2 3 年 7 月 1 5 日

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 執行の小河内財産区議会議員一般選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用される同法第 3 9 条の規定により、次の場所に設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

| 期日前投票所開設場所                    | 所 在 地                             |
|-------------------------------|-----------------------------------|
| 広島市安佐北区役所安<br>佐出張所<br>2 階 会議室 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室 3 0<br>5 2 番 地 の 1 |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 3 6 号

平 成 2 3 年 7 月 1 5 日

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 執行の小河内財産区議会議員一般選挙における投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 5 条第 3 項の規定により、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

- 1 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 4 階 講堂
  - 2 日 時 平成 2 3 年 7 月 1 5 日 午後 5 時 3 0 分
- ただし、公職選挙法第 8 6 条の 4 第 5 項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

- (1) 場 所 広島市安佐北区可部四丁目 1 3 番 1 3 号  
広島市安佐北区役所 4 階 講堂
- (2) 日 時 平成 2 3 年 7 月 1 8 日 午後 5 時 3 0 分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第 3 7 号

平 成 2 3 年 7 月 2 1 日

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 執行の小河内財産区議会議員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 秦 清

広島市安佐北区安佐町大字小河内 3 7 6 2 番 地 中 川 環  
 広島市安佐北区安佐町大字小河内 5 5 3 4 番 地 生 田 友 夫  
 広島市安佐北区安佐町大字小河内 7 0 8 番 地 の 1 大 場 要  
 広島市安佐北区安佐町大字小河内 6 1 1 9 番 地 安 福 孝 昭

広島市安佐北区安佐町大字小河内5841番地 渡辺 興雄  
広島市安佐北区安佐町大字小河内928番地 中村 房夫  
広島市安佐北区安佐町大字小河内3075番地 寺本 佳弘

## 区選管委員長告示

### 広島市安佐北区選挙管理委員長告示第3号

平成23年7月15日

平成23年7月20日執行の小河内財産区議会議員一般選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1  
広島市安佐北区役所安佐出張所 2階 会議室

## 教育委員会規則

### 広島市教育委員会規則第2号

平成23年7月27日

広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会  
委員長 石井 眞 治

### 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の 一部を改正する規則

広島市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年広島市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表広島市立美鈴が丘高等学校の項を削る。

#### 附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の別表に掲げる広島市立美鈴が丘高等学校普通科（国際理数コース）に在学する生徒に係る学区については、なお従前の例による。

（別紙）

### 平成22年度包括外部監査の結果に対する措置事項の公表

（中 区 役 所）

- 監査結果公表年月日  
平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）
- 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 監査結果に対する措置事項通知年月日  
平成23年6月23日（広中建第43号）
- 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

## 教育委員会告示

### 広島市教育委員会告示第25号

平成23年7月25日

広島市教育委員会（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 石井 眞 治

- 日 時 平成23年7月27日（水） 午前9時30分～
- 場 所 教育委員室
- 議 題
  - 平成22年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況（速報値）について
  - 広島市立学校「平和教育プログラム」の骨子について
  - 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について
  - 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について【非公開予定】
  - 広島市公民館運営審議会委員の任命について【非公開予定】
  - 教職員の人事について【非公開予定】

## 監査結果公表

### 広島市監査公表第34号

平成23年7月6日

|         |         |
|---------|---------|
| 広島市監査委員 | 南 部 盛 一 |
| 同       | 井 上 周 子 |
| 同       | 山 田 春 男 |
| 同       | 母 谷 龍 典 |

### 包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措 置事項の公表

地方自治法第252条の38第6項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

未利用地について（所管課：中区役所建設部建築課）

| 監 査 の 結 果 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>江波南住宅7号、11号及び25号については、市営住宅としての使用を中断し、建物を取り壊し更地とした後も行政財産となっており、近隣住民による耕作地としての無断使用が長期化している。広島市財産規則第16条に従った適正な財産管理がなされていなかった。</p> <p>これらの土地は、面積からして公共用地としての利用可能性はないと思われるが、立地条件が良く宅地として売却可能であるので、財源確保のために、速やかに原状回復させ、行政財産としての用途を廃止し、売却を図ることが適当である。</p> <p>なお、無断使用の状態が長期化しており、権利関係などの問題が発生し、原状回復が困難となる場合も想定されるので、売却に向けては専門的な知識や経験の蓄積を有する財政局管財課等の側面的な協力が必要であると考えます。</p> | <p>平成22年4月以降、財政局管財課と逐次対応を協議しつつ、無断使用者に対して鋭意折衝を行い、平成22年12月22日に全ての土地について、耕作物を撤去させ、無断使用の状態が解消したことを確認した。</p> <p>さらに、平成23年1月19日付けで、行政財産としての用途を廃止し、普通財産に分類替えを行い、財政局管財課に当該土地の売却依頼を行った。</p> <p>今後、財政局管財課において売却のための手続を進める。</p> |

## 監査委員告示

### 広島市監査告示第4号

平成23年7月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市監査委員 南部 盛一  
同 井上 周子  
同 山田 春男  
同 母谷 龍典

#### 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名   | 住 所                   |
|-------|-----------------------|
| 増永 知美 | 広島市南区段原三丁目19番18-1302号 |
| 柳原 常宏 | 広島市中区西十日市町8番4-604号    |
| 廣幡 英和 | 広島市中区西十日市町7番23-602号   |
| 友上 直樹 | 広島市東区矢賀一丁目3番38-201号   |
| 吉田雅紀子 | 広島市中区千田町一丁目15番4-1101号 |
| 菊池 一平 | 広島市佐伯区五日市二丁目10番15-8号  |

#### 2 包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成23年7月13日から平成24年3月31日まで